

医療事故調査制度の施行に係る検討会 開催要綱

1. 目的

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年第八十三号）により医療法が改正され、新たな医療事故調査制度が平成二十七年十月一日より施行されることとされている。

厚生労働省は、制度の施行に向けて、厚生労働省令、厚生労働大臣告示、通知などを策定することとしており、これらの検討に当たって関係者の意見を聴取し反映させることを目的に、医政局長の私的諮問機関として本検討会を開催する。

2. 検討項目

医療事故調査制度に関する以下の事項

- 医療事故の報告等に関する事項
- 医療事故調査に関する事項
- 医療事故調査・支援センターに関する事項
- その他の事項

3. 構成

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故のあるとき等は、座長が予め指名する構成員がその職務を行する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、検討会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

4. 会議の運営

- (1) 会議の議事及び資料は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、医政局総務課医療安全推進室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は平成 26 年 10 月 27 日から施行する。